

募集案内

令和7年度 三田市協働事業提案制度

『ええやん！ やってみよっ！』



共に一歩を踏みだそうとする皆さんを応援 します

【申請受付期間】 令和7年2月1日(土) ~ 2月28日(金)

【相談】 通年実施

【申請・問い合わせ】 市民活動推進プラザ
三田市駅前町2番1号 三田駅前一番館(キッピーモール)6階
TEL:079-559-5168 FAX:079-559-5169
e-mail: kippy-suishinp@bz04.plala.or.jp





1. 協働事業提案制度「ええやん！やってみよっ！」とは

みんなを笑顔にする、困りごとを助ける、地域を元気にすることがしてみたい！
あなたのそんな提案を「協働・共創のまちづくり」を目指す三田市が応援します。

あなたの思いや得意なことで、誰かやどこかにつながって、人づくり、地域づくり、まちづくりに関わってみませんか。

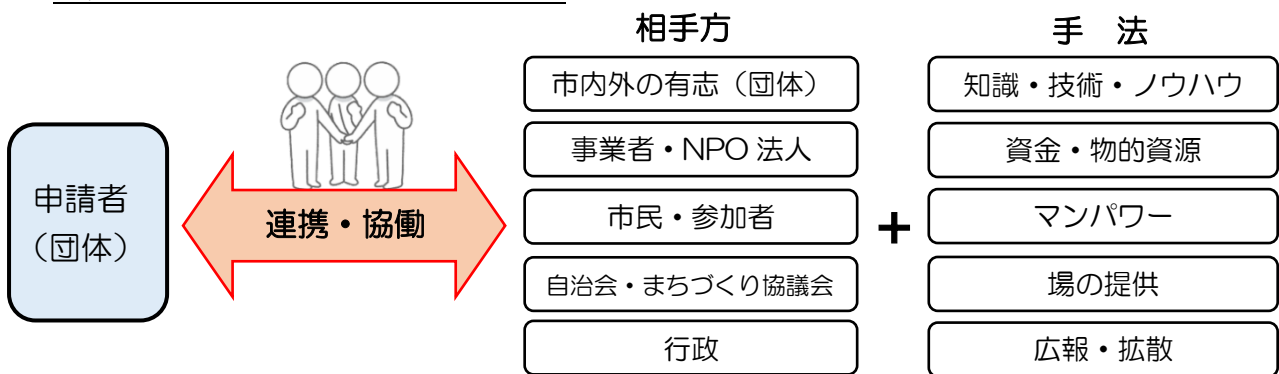
「ええやん！やってみよっ！」は、資金の応援とつなげる応援がセットになっています。事業計画がまとまっている方も、具体化を思案中の方も気軽に市民活動推進プラザにご相談ください。



2. 支援対象事業について

◆ 本制度の支援対象事業は、三田市の全市民を対象とする公益性のある事業の提案のうち、以下の要件に該当するものとします（書類審査または採否の判断材料になります）。

- 事業計画に、他の団体・グループや参加者などと人材・特技・資金提供等の連携・協働が、1つ以上盛り込まれていること。



<連携・協働の例>

- ・申請者と他団体がコラボして、同じ目的に向かって一緒に事業を行う。
- ・申請者の事業に企業が賛同し、企業から寄附を受ける。
- ・申請者の特技を活かして、地域を元気にしたり、文化や技術を伝える。 等

- 次の要件をすべて満たしていること。

- ・全市民を対象（地区や年齢に関わらず、誰でも参加や利益を受けることができる）とした事業であること。
- ・非営利事業として企画・実施され、新規性や継続性が高い事業であること。
- ・地域社会の課題解決が意識されていること。
- ・令和7年度中(令和8年3月31日まで)に一定の成果が確認できる事業であること。

- 次のいずれにも該当していないこと。

- ・特定の個人または団体、あるいは提案者や協働団体が主に利益を受ける事業
- ・既存事業の単なる予算の付け替え事業
- ・営利活動や勧誘活動に相当する事業
- ・趣味、愛好サークル、親睦会など参加者の負担ですべき活動
- ・三田市から他の補助金・交付金等の交付を受ける事業

- ・ 政治的、宗教的な意見や思想の普及とみなされる事業
- ・ 暴力団および暴力団員等の関与や統制下で行われる事業



3. 提案者について

- ◆ 提案事業の代表責任者は、三田市内に在住・在勤・在学されている方とします。



既存の団体じゃなくても、三田市で公益的事業を継続的に
行おうとするグループ活動でも、応募できますよ。



4. 制度の種類

- ◆ 次の2コースから選択して、申請できます。
- ◆ 予算計画については十分に精査し、必要な額を申請してください（安易に上限額で申請することは控えてください）。審査において、補助金交付額を減額する場合があります。

①【スタート支援コース】・・・初めて行う事業

新たに実施しようとする公益的事業に要する初期費用の一部を補助します。

申請限度	1年度1団体につき1事業に限る
補助金	・ 事業に要する経費の100%以内で上限10万円 (100円単位、端数は切り捨て)

活動を始めたばかりの団体や、事業の立ち上げ資金が必要な
グループにもピッタリです。



②【ステップアップ支援コース】・・・既存の事業

実績がある公益的事業の定着等を図る提案について、事業費の一部を補助します。

申請限度	1年度1団体につき1事業とし、連続して2年度までに限る
補助金	・ 事業に要する経費の90%以内で上限20万円 (100円単位、端数は切り捨て) ※年度ごとに申請・審査があり、継続して補助を受けられない 場合があります。

- ・ 単なる既存事業の継続ではなく、これまでの活動内容に加え、必ず事業のステップアップ（拡充・定着・自立化）を見込んで提案してください。
- ・ 初めて行う事業は「スタート支援コース」での申請となります。

もっと事業を充実や拡充させていきたいと考えているグループに
お勧めです。



- ◆ スタート支援コースの合格提案から優先的に補助金を交付し、残予算の範囲内でステップアップ支援コースの合格提案の得点上位から順に交付します。
合格点に達していても、補助金の交付を受けられない場合があります。



5. 企業版ふるさと納税制度

提案者が寄附事業者を探し、協働事業提案制度の事業採択後に、寄附事業者から寄附の申し出があった場合に、市を通じて寄附金を提案者に交付します。

寄附事業者は、税制控除の優遇措置が受けられます。

<注意点>

- 事前審査が必要ですので、申請前に必ず協働推進課へご相談ください。
- 本社が三田市内に所在する企業、三田市のみに事務所や店舗がある企業、法人格を持たない事業者等は、企業版ふるさと納税の寄附ができません。
- 寄附を行うことの見返りとして、寄附事業者が経済的な利益を受けることは禁止されています。
- 協働事業提案制度で採択されなかった場合は、企業版ふるさと納税制度の適用を受けることはできません。

【企業版ふるさと納税制度】・・・お問い合わせは、協働推進課へ（連絡先は裏表紙に記載）



6. 主なスケジュール

申請などのスケジュール	日 程
事前相談（市民活動推進プラザ）	通年
① 申請書の提出	2月1日（土）～2月28日（金） ※申請書類に不備がないようにするため、必ず提出までに市民活動推進プラザにご連絡ください。
② 書面審査（一次審査）	3月初旬
③ 一次審査結果の通知	3月初旬
④ 公開プレゼンテーション（二次審査）	4月下旬
⑤ 交付決定（不決定）通知	4月下旬～5月初旬
⑥ 補助対象事業の活動期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
⑦ 補助金の請求	交付決定後
⑧ 補助金の概算払い	請求から約1カ月後
⑨ 変更申請（補助金額が変更となる場合）	—
⑩ 変更決定通知	—
⑪ 実績報告書の提出	令和8年3月31日まで
⑫ 確定通知、精算	令和8年3月
⑬ 公開報告会への出席・報告	令和8年6月頃



7. 応募方法、審査など

- ◆ 応募手続き、申請書類、補助の対象となる経費、審査（公開プレゼンテーション）、審査項目などの詳細は、別冊の三田市協働事業提案制度『ええやん！やってみよっ！』手続き編をご覧ください。



8. その他

- ◆ 事業開始当初に補助金の全額を受領し、事業完了後に精算することができます。
- ◆ 補助金の交付決定前に、事業の大半が完了する事業については、応募することはできません。
- ◆ 自分たちだけでは人員が足りない、他の分野のノウハウが必要な場合など、市民活動推進プラザへお気軽にご相談ください。
他団体の紹介、実施に向けたアドバイスなどをさせていただきます。
- ◆ 令和7年度予算の議決内容により、募集要領を変更することがあります。ご理解の上、ご応募願います。

たくさんのご応募を
お待ちしております。



三田市役所 市民生活部 協働推進課

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

TEL 079-559-5039

FAX 079-562-3555